介護予防支援

介護予防ケアマネジメント

重要事項説明書

高槻市富田地域包括支援センター

高槻市富田町6丁目7番17号

電話 072 - 694 - 2434

FAX 072 - 694 - 2467

2024年10月改訂

重 要 事 項 説 明 書

あなた(またはあなたの家族)が利用しようと考えうる介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務(以下、「介護予防支援等」といいます。)について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「高槻市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年高槻市条例第72号。以下、「条例」といいます。)」第7条及び「高槻市介護予防ケアマネジメント実施要網(以下、「実施要網」といいます。)第7条の規定に基づき、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 介護予防支援等を提供する事業者について

事業者名称	医療法人 庸愛会
代表者氏名	理事長白川善純
本社所在地	所 在 地 高槻市富田町6丁目10番1号
(連絡先)	電話番号 072-696-7754
	FAX番号 072-696-2624

- 2 ご利用者への介護予防支援等の提供を担当する事業者について
- (1) 事業者の所在地等

事業所名称	富田地域包括支援センター	
介護保険指定	高槻市指定 2700900117	
事業所番号	同機用指定 2700900117	
事業所所在地	高槻市富田町6丁目7番17号	
連絡先	電 話 番 号 072-694-2434	
相談担当者名	F A X 番 号 0 7 2 - 6 9 4 - 2 4 6 7 相 談 担 当 者 植木 香寿美	
事業所の通常	高槻市が指定する地域	
事業実施地域	同り返りなっていると呼ぶ	

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目

的

要支援者等からの相談に応じて、本人やその家族の意向等を基に、介護予防サービス及び第1号事業(以下、「介護予防サービス等」という。)を適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者及び指定第1号事業者等(以下、「指定介護予防サービス事業者等」という。)との連絡調整等その他の便宜の提供を行うこと。

- 1 利用者が要支援状態になった場合においても、その状態の軽減または悪化の防止に資するよう、また利用者が可能な限りその居宅において、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した生活を営む事が出来るように配慮したものとします。
- 2 介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援します。
- 3 利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行います。
- 4 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に 基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的 かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 5 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏することのないよう公正中立に行います。
- 6 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、医療機関、他の居宅介護 支援事業者、第1号事業者、介護予防サービス事業者、介護サービス事業者、 指定特定相談支援事業者との連携に努めます。
- 7 市町村で実施する地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性をもった支援を行います。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日(日・祝祭日、12月30日~1月3日除く)
営業時間	午前9時から午後5時まで

営 方 針

運

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	植木 香寿美
職種	人 員 数
主任介護支援専門員	
保 健 師 等	
社 会 福 祉 士 等	
介護支援専門員	
事 務 職 員	

3 介護予防支援等の内容、利用料・その他の費用について

介護予防支援等の内容	提供方法	介護保険適用有無	1ヶ月あたり の料金	1ヶ月あたりの 利用料(介護保 険適用の場合の
				利用者負担)
①介護予防サービス				
計画の作成	別紙に揚げる	左の①~⑦	介護予防支援	介護予防給付又
②介護予防サービス事	「介護予防支	の内容は、介	又は介護予防	は第1号事業支
業者等との連絡調整	援業務及び介	護予防支援	ケアマネジメ	給費の支給の対
③サービス実施状況把	護予防ケアマ	等の一連業	ント費4,7	象となる場合に
握、評価	ネジメント業	務として、介	47円	は、利用料を支
④利用者状況の把握	務の実施方法	護予防給付		払う必要があり
⑤給付管理	等について」を	又は第1号	初期加算	ません。
⑥要介護(支援)	参照下さい。	事業支給費	3,252円	
認定申請及び事業対		の支給の対		
象者の手続きに対す		象となるも		
る協力、援助		のです。		
⑦相談業務				

4 その他の費用について

交 通 費 利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求 いたします。

5 利用者の居宅への訪問頻度の目安

担当者等が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安概ね3月に1回程度

※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援等の業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、事業者が使用する担当者等及び他の従業者、または計画原案作成等の委託を受けた居宅介護支援事業者に所属する介護支援専門員(この説明書中で「担当者等」と表記します。)は利用者の居宅を訪問することがあります。

また、上記の訪問以外に特段の事情がない限り、利用者に対する電話連絡を行います。 (月1回程度)

6 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

①利用料、その他の費	ア 利用料、その他の費用は利用者負担のある支援業務提供ごと		
用の請求	に計算し、利用のあった月の合計金額により請求致します。		
	イ 請求書は、利用明細を添えて利用があった月の翌月15日ま		
	でに利用者あてにお届けします。ただし、請求額のない月はお		
	届けしません。		
②利用料、その他の費	ア 利用者負担のある支援業務提供の都度お渡しする利用者控え		
用の支払い	と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの		
	方法によりお支払い下さい。		
	(ア) 事業者指定口座への振り込み		
	(イ) 利用者指定口座からの自動振替		
	(ウ) 現金支払い		
	イ お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、		
	必ず保管をお願いします。		

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくことになります。

7 業務の委託について

この説明中の「3 介護 予防支援等の内容、利用 料・その他の費用につい て」における業務の一部 の委託について

介護保険法第115条の23第3項及び実施要網第4条第 1項の規定により、居宅介護支援事業者へ委託する場合があ ります。

8 介護予防支援等の実施等における留意事項

利用者宅への立入について	事業者が指定介護予防支援等の実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合は、事業者の使用する従業者が利用者の居宅内に立ち入り、必要な措置を取る場合があります。 ただし、その場合事業者及びその使用する従業者は利用者のプライバシー等の保護について、充分な配慮をしなければならないものとします。
利用者の心身の状況等により特段 の配慮が必要な場合の取り扱いに ついて	利用者及びその家族と事業者が、指定介護予防支援等の内容について介護保険法令、条例、実施要網その他の法令の定めるところに従い、協議の上決定するものとします。

9 秘密保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
秘密の保持について	この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

10 介護予防支援等の業務に関する相談、苦情について

【事業者の窓口】 富田地域包括支援センター 苦情担当者 植木香寿美	所在地 電話番号 ファックス番号 受付時間	高槻市富田町6丁目7番17号 072-694-2434 072-694-2467 午前9時から午後5時まで
	所在地 受付時間	高槻市桃園町2番1号 午前9時から午後5時まで
	福祉指導課	丁削り時かり下後り時よく
【市町村の窓口】	電話番号	072-674-7821
高槻市健康福祉部	ファックス番号 長寿介護課	072-674-7820
	女好月 護味 電話番号	072-674-7166
	ファックス番号	072-674-5135
【公的団体の窓口】	所在地	大阪市中央区常盤町1-3-8
大阪府国民健康保険	電話番号	06-6949-5418
団体連合会	受付時間	午前9時から午後5時まで

11 高齢者虐待防止に関する事項について

- ①事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。
 - (1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な処置
 - (4) 虐待防止に関する責任者を選定 責任者:社会福祉士 片岡 優紀
- ②事業所は、サービスの提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12 医療との連携について

- ①利用者又はその家族に対し、入院等の場合に担当職員の氏名及び連絡先を病院等に伝えるとともに、担当の職員にも連絡をお願いします。
- ②必要な場合に利用者の服薬状況、口腔機能等利用者の情報のうち、必要と認めるもの を利用者の同意を得て主治医、歯科医師、薬剤師等に提供します。
- ③主治医等に意見を求めた場合、サービス計画作成の際に当該サービス計画を主治医等 に交付します。

13 事故発生時の対応について

- ①事業者は、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により 事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、 必要な処置を講じます。
- ②事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- ③利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

14 サービス利用にあたっての禁止事項について

職場におけるハラスメント防止の取り組みとして、サービス利用にあたって以下の事項 を禁止とします。

- ①職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ②パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- ③サービス利用中の職員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音等をインターネット等に無断で掲載すること

15 感染症の予防及びまん延防止、災害時の事業継続について

感染症や非常災害の発生でも利用者への居宅介護を継続的に実施するためと、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ①事業所内で業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施
- ②定期的に業務継続計画の見直しと変更

16 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	

上記内容について、条例第7条及び実施要網第7条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

	所 在 地	高槻市富田町6丁目7番17号
事	法 人 名	医療法人 庸愛会
業	代 表 者 名	理事長 白川 善純
者	事 業 者 名	富田地域包括支援センター
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

<u> </u>	グルヴァと事業有	がら作がて交けようた。
利用者	住 所	
	氏 名	

代理人	住 所	
	氏 名	
	利用者との	
	関 係	

- (別 紙) 介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の実施方法等について
- 1 介護予防サービス計画の作成について
 - ① 利用者の介護予防サービス計画の原案作成の委託について、下記の者に委託します。

委託先事業者の名称	
委託先事業者の所在地	

- ② 事業者並びに委託先事業者(以下、「事業者等」といいます。)は、介護予防サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する介護予防サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定介護予防 サービス事業者及び指定第1号事業者等(以下、「指定介護予防サービス事業者等」 といいます。)に関する情報を利用者またはその家族に提供します。利用者は複数の 指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができ、事業者は説明およ び理解を得るよう努めます。
 - ウ 事業者等は、利用者に対して介護予防サービス及び第1号事業(以下、「介護予防サービス等」といいます。)の内容が特定の種類、事業者に不当 に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 事業者等は、サービス担当者会議において、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
 - オ 介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援します。
 - カ 利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行います。
- ③ 事業者等は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を 希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ④ 事業者等は、介護予防サービス計画の原案について、介護保険給付及び第1号事業支給費の支給の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 事業者等は、利用者の介護予防サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に 基づく介護予防サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、事業者等が作成した介護予防サービス計画の原案に同意しない場合には、 事業者等に対して介護予防サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

2 サービス実施状況の把握、評価について

① 事業者等は、介護予防サービス計画作成後も利用者またはその家族、さらに指定介

護予防サービス事業者等と継続的に連絡をとり、介護予防サービス計画の実施状況の 把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう指定介護予防サービ ス事業者等との調整を行います。

- ② 事業者等は、介護予防サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ③ 事業者等は、利用者が要介護状態となった場合には、利用者へ居宅サービス計画を 作成する居宅介護支援事業所に関する情報を提供すると共に、利用者が選定した居宅 介護支援事業者に対して、利用者の同意を得た上で利用者に関する情報を提供します。

3 介護予防サービス計画の変更について

事業者等が介護予防サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者等が介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者等と利用者双方の合意をもって介護予防サービス計画の変更を本紙の手順に従って実施するものとします。

4 給付管理について

事業者等は、介護予防サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

5 要介護認定等の協力について

- ① 事業者等は、利用者の要支援認定の更新申請、事業対象者の手続きおよび状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者等は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に 代わって行います。

6 介護予防サービス計画等の情報提供について

利用者が他の介護予防支援事業者(地域包括支援センター)の利用を希望する場合には、利用者の介護予防サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、介護予防サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

7 委託先事業者の選定等について

居宅介護支援事業者へ介護予防支援等の業務を委託する場合には、当該業務の委託を受けた事業者(以下「委託先事業者」といいます。)は「高槻市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 26 年高槻市条例第 72号)」及び「高槻市介護予防ケアマネジメント実施要綱」の規定に基づき適正に実施します。また、委託先事業者の選定に当たって、事業者は利用者の希望を可能な限り尊重します。